

## 令和7年度徳島県再犯防止推進協議会 議事概要

1 日 時 令和8年3月5日(木)  
午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 徳島県庁11階 講堂

### 3 参加者

委員16名(うち代理出席2名)

(「令和7年度徳島県再犯防止推進協議会 委員名簿」参照)

生活環境部交通・生活安全担当部長、消費者政策課長、  
県、県教育委員会、県警察本部関係各課職員

### 4 議事概要

#### (1) 会長・副会長選任

協議会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、会長に中嶋委員、副会長に高田委員を選任

#### (2) 協議事項

①第二次徳島県再犯防止推進計画における課題解決に向けた取組状況等について

##### ○事務局

- ・本県の再犯防止をめぐる現状として、資料1に基づき、再犯防止関連データについて説明
- ・徳島県再犯防止推進計画に係る課題解決に向けた取組として、資料2に基づき、令和7年度及び令和8年度の県の取組(予定を含む)について説明

##### ○高田副会長(法務省四国矯正管区)

- ・再犯防止施策の動向について報告

##### ○河野委員(徳島保護観察所)

- ・令和7年度における徳島保護観察所での取組について報告
- ・更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律について説明

##### ○岡崎委員(徳島県地域生活定着支援センター)

- ・徳島県地域生活定着支援センターにおける業務概要について報告

##### ○櫻井委員(徳島弁護士会)

徳島弁護士会における入口支援の制度利用状況等について報告

### <協議事項>

#### ○会長

各機関からの説明等に対して、御意見や御質問、あるいは支援内容の紹介や協力できる取組等があれば、御発言をお願いしたい。

## ○委員

これは検察庁になるかもしれないが、さきほど保護観察所の委員の報告で更生保護施設の話が出たと思うが、女性の場合は受入先がないということである。ただ、女性でなくても、更生緊急保護をする場合に、帰住先がなく、なかなか調整がつかないということを検察官から言われたという弁護士が結構いた。このあたりで検察官の方が苦労されているのかなと思うが、こういう更生緊急保護の受入先のキャパというのは、今も課題はあるのか。あるとしたら、そこを何か財政的に改善できないものかなと思うところである。

## ○委員

私は検察事務官ということで、まず最初にお断りをさせていただく。

委員からの御質問で、更生緊急保護について釈放時の現状ということであるが、私は直接その捜査に携わっているわけではないが、まず最初に検察庁というところは、犯罪を犯した人に対して検察官が捜査をして、収集した証拠と法律に基づいて裁判所に公訴を提起し、裁判にかけて、裁判所で適正な判決を経て、拘禁刑であったり罰金の刑が確定する。それを検察庁が刑の執行を漏れなくする。そのことによって、犯罪を犯した人に、犯罪を犯したことを反省していただいて、刑務所の受刑生活等を通じて再犯を防止するというのが、本来の検察庁の基幹業務であり、検察庁が存在している。刑事訴訟的に終わった人が世に戻ってくるので出口支援と言うが、我々は、その受刑生活にまで行かない者に対する支援を入口支援と言う。大半は判決で執行猶予がついて、受刑はしないでそこで終わる。若しくは、我々検察官の捜査の中で、裁判をかけるまでには至らないだろうというところで、検察官が事件処理の中で不起訴にすると、そこでもう社会生活に戻る。判決で執行猶予になったり、検察官の不起訴によって社会生活に戻る際に、社会生活環境を整えることによって再犯が防止できないかということで、市町村の行政機関の方であったり、福祉団体の方々の御協力を得て、情報共有させていただき支援をいただく、つなぎの支援をさせていただいている。

委員がおっしゃる更生緊急保護というのは、いわゆる罪を犯した者の身柄が拘束されている状態で、例えば判決で執行猶予がついた、若しくは裁判にならずに不起訴の段階で身柄を釈放しなくてはならない際に、帰る家がある、帰住地があるとか、支援をしている方がいる、若しくは、家族がいるということで帰る場所がある方に関してはそれでいいが、更生保護法に基づき、検察官が釈放する場合に、帰住地がない人に関して住居支援を行っていただくというのが、専ら今の制度として活用されている。

その中で、先ほどの保護観察所の委員からの御説明にもあったように、男性しか入れないというような施設が専らになり、女性が釈放されたときに行き場がないがどうするのかということになる。例えば、この女性の方は妊娠している、若しくは粗暴犯で、いわゆる集団生活ができない人を施設に入れるわけにはいかない、放火の前科がある人を施設に入れると放火されたら困るなどということで、なかなか受入施設がなく困るということが現状である。

今、委員から御質問があったように、現状、非常に困っている。保護観察所に御協

力をいただき、保護観察所の方でも受入施設がないということであれば、社会福祉団体の方に御連絡をさせていただいて、こういう者なんだけれども受入れてくれないだろうかとか、若しくは、過去に宗教団体の方が、しばらく住まわせてもいいよという形でお願いをしたことがある。そういった形で、いろいろな団体の方にお声掛けをして、検察庁でもこの受入れに際して努力をしているところである。

被疑者、裁判で結果が出る段階の者への支援を入口支援と言うが、これは検察庁だけの問題でなく、弁護士がその刑事被告人、若しくは被疑者に対する弁護人として付いておられるので、釈放をするような身柄がある場合は、担当弁護士の方とも情報共有しながら、その被疑者、被告人によりふさわしい処遇ができればというところで努力をしているのが現状である。

#### ○会長

今、入口支援のお話ということでしたが、出口支援の方が先に始まっている施策ということになる。検察庁でも苦慮するところがあり、調整の努力はしているけれどもなかなかうまくいかないというようなことが生じるということですが、出口支援に携わっている皆様で、今のお話を聞いて、こういうことならできるというようなことがあれば、御発言いただけたらと思う。先ほど報告の中で再犯防止総合相談窓口のお話もありましたが、そちらの方で何かできるようなことはないのかなということをお願いしたい。

#### ○委員

女性の受入れの時に非常に困るということについてですが、実際私たちが受刑者支援をする時に、女性の受入れの時は本当に困っている。男性の場合は、出所日が大体決まっているので、更生保護施設と調整をしながら、早い方で1週間、遅い方で1か月の間に住む所、生活の関係、福祉関係とのつなぎを行って出ていくという形になる。女性の場合は、更生保護施設では入所は難しい状況になるので、どうするのかということで、まず住む所ですが、これはイレギュラーな形になるが養護老人ホームに行くコース、それと普通のアパートで生活できる方の場合、刑務所の面接の時に同席していただいて、その時に福祉施設の方に面接をしてもらって、了解を頂いて出所と同時に地域生活定着支援センターがお迎えをして施設に入り、契約するという運びをしている。そのつなぎの機関としての自立準備ホームが少ないことと、受入態勢も少ない状況にあるので、こういった苦肉の策で女性の出所者の受入れの対応をしている状況である。

#### ○会長

新たに女性の自立準備ホームを用意するというような御発言が保護観察所の報告にもあったが、このあたりをどう活用していくのかというようなことですが、また機関間で話し合いながら、良い方向で切れ目のないということが大切だと思うので、切れ目なく援助していけるような方向性が取ればいいかなと思う。今回、そういう問題を共有できたということがとてもいいことだと思いますので、これを契機にまた進め

ていただければと思う。

あわサポートネットについてですが、かなり活躍しているといえますか、県庁の各課も積極的に参加して県内の連携が深められているなどと思う。もちろん解説は計画の中にもあるが、もう一度ここで取組内容について御説明いただければ、我々も共有できるかなと思うのでお願いしたい。

#### ○委員

あわサポートネットは、徳島保護観察所、徳島県地域生活定着支援センター、いろいろな関係機関の主催の元、10月に3回開催している。徳島東部のエリアは県立総合福祉センターで、南部は阿南市のひまわり会館で、西部は東みよし町の社会福祉協議会の会館で開催している状況である。

内容については、今回であれば、県消費者政策課から第二次徳島県再犯防止推進計画を皆さんにしっかり知ってもらうための計画の説明や新しい拘禁刑の取組について徳島刑務所からの紹介があった。また、あわサポートネット阿南というのがあり、これは阿南市の社会福祉協議会がこの度新しい取組としてスタートした。これは、空き家を改装して出所者を一時的に受け入れる場所を地域で取り組んでいこうという内容である。これは県内では一番の内容であり、画期的な内容であるので紹介を行った。

参加者について、行政、福祉施設や様々な関係機関・団体が参加している。

また、事例の検討会を行い、検察庁や保護観察所から困難事例を出していただき、自治体職員等の行政機関はどのような対応をするのかということを検討する。実際、ゴミ屋敷で、地域では受入れをされてないというような方を事例として出して、皆さんと一緒に考えていただくというのがあわサポートネットの取組である。併せて、関係機関がしっかりと連携を取って、一人も取りこぼしがないように、地域で見守っていこうという取組をしているのがあわサポートネットという機関になる。この下部組織として、阿南市が初めてあわサポートネット阿南を独自で取り組んでいる。これが、それぞれの市町村の社会福祉協議会で次々と出てきたら、非常に大きな取組になっていくと思っている。

#### ○会長

本日御欠席の委員から、事前に御意見の提出があったので、事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局

頂いた御意見は次のとおりである。

第二次徳島県再犯防止推進計画の「3 今後取り組んでいく施策」の、「第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組」、また、資料1の4ページに掲載されているBBS会員数は減少が続いているが、令和7年度にはようやく前年度の会員数の維持に至っている。最近の減少傾向に歯止めがかかったことは、今後の活動において重要な転機と捉えている。今後の活動を持続可能なものにする事、

さらに発展していくための対応策としては、大学生等が主体となった青年ボランティアとして、県内各大学への働き掛けが必要と考えている。資料2の6ページにある、「民間協力者の活動の推進」に記載されている、令和8年度の取組予定の、「民間団体のボランティア募集の呼び掛けに対する協力」は、活動の大きな支援となることから、引き続き、御支援・御協力をお願いする。

報告は以上である。

#### ○会長

次に、協議事項2その他になりますが、せっかくの機会でございますので、何かございましたら御発言をお願いしたい。

意見がございませんでしたら、協議事項はすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局の方にお返しする。